

平成21年度第2回経営協議会 議事要旨

日 時	平成21年6月22日(月)14時00分～16時20分
場 所	学長室
出席者	山本学長，和田理事，大矢理事，奥田副学長，片桐教授，鎌田委員， 齊藤委員，榊原委員，作田委員
欠席者	井上委員
陪席者	中村理事，池田監事，土橋監事，齊藤事務局長

学長から，議事に先立ち，議事進行の関係上，報告事項1から会議を進める旨，説明がなされた。

引き続き，事前に配付している前回(平成21年5月25日)開催の平成21年度第1回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

報 告 事 項

1. 経営協議会学外委員の新任について

学長から，経営協議会学外委員の新任について，報告がなされた。

【学長報告要旨】

- ・本学の経営協議会の学外委員については，平成20年4月1日付けで再任し，任期は平成22年3月31日までの2年間となっている。
- ・学外委員のうち，1名は緑丘会理事長に委員の就任の依頼をしているところであるが，委員である篠崎 義彦氏が6月13日に開催された緑丘会総会において退任することになったため，後任の理事長である齊藤 慎二氏に新たに学外委員の就任を依頼し，6月17日に開催された平成21年度第4回教育研究評議会にて，承認されているところである。
- ・新学外委員の任期については，国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第12条第7項の規定により，前任者である篠崎委員の残任期間となり，期間は，平成21年第2回経営協議会の開催日である平成21年6月22日から平成22年3月31日までとなる。

続いて，学長から，齊藤氏に対して委嘱状が交付された。

審 議 事 項

1. 第二期中期目標・中期計画(素案)について

学長から，第二期中期目標・中期計画(素案)については，法令により経営協議会において審議することとされており，本年6月中に文部科学省に提出することとなっているため，審議の上，承認願いたい旨，提案がなされた。

併せて，本素案については，5月28日開催の目標計画委員会，6月3日開催の合同

教授会及び教育研究評議会において承認を得たものである旨，説明がなされた。

続いて，学長から，第二期中期目標・中期計画（素案）について，審議資料 1 に基づき説明がなされた。

【学長説明要旨】

- ・第 2 期の中期目標・中期計画（案）は，第 1 期分に比べて，かなり簡素なものとなっている。
- ・本案はその性質上，全体として抽象的な表現で記載しているが，中期目標・中期計画を具体化する計画は，年度計画に落とし込むことになる。
- ・大学の機能別分化を明確にすることが求められているため，前文である大学の基本的な目標において，本学は，高度職業人養成，教養教育機能の充実，大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実，地域貢献を掲げている。これらは概算要求等を念頭に置きつつ記載したものである。

次いで，質疑応答が行われた。

【主な内容等】

- ・外部研究資金の増加に関連することであるが，教育 G P についても外部資金として捉えているのか。
- ・教育 G P についても外部資金として捉えており 教育開発センターが担当している。
- ・科学研究費補助金の申請率の目標 4 5 % は，教員の人数比による新規の申請率ということか。
- ・そのとおりである。科学研究補助金については，直接経費に対して 3 0 % の間接経費が大学に措置されるため，各大学においては科学研究費の獲得に力を入れている。
- ・全国的な少子化傾向の中，学生の収容定員について，どう考えているか。
- ・文部科学省から学生定員の見直し依頼があったが，法科大学院や理系の博士後期課程の定員の見直しに関するものであった。本学の博士後期課程の収容定員が 9 名であり，未だ完成に至っていないため，見直す段階にはないと思う。また，専門職学位課程の定員は，順調に推移していると思う。
- ・学士課程については，入試倍率 3 . 2 倍を確保しているところである。現在の収容定員を減らした場合は，入試倍率が上がり，学生の学力レベルの維持が期待されるが，その反面，学生数に見合った運営交付金算定分が削減される恐れがある。本学としては，現在の学生収容定員を維持しながら，入試倍率を上げる方策を検討していきたい。

引き続き，審議が行われ，原案どおり承認された。

承認後，学長から，今回承認された素案については，本日開催の役員会で承認されたのち，6 月中に文部科学省に提出し，文部科学省国立大学法人評価委員会の審議を経て，必要に応じてヒアリングを行い，平成 2 1 年度中に中期目標・中期計画の認可等に係る正式な手続を行う予定である旨，説明がなされた。

2 . 平成 2 0 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

学長から，各事業年度における業務の実績については，法令により経営協議会におい

て審議することとなっており、また、当該事業年度の終了後3カ月以内に国立大学法人評価委員会に提出することとなっているため、実績報告書（案）について、審議の上、承認願いたい旨、提案がなされた。

併せて、実績報告書（案）については、各実施主体から提出された業務の進捗状況を基に、目標計画委員会委員長及び企画・評価室において、報告書記載例に基づいて作成し、5月18日開催の目標計画委員会、6月3日開催の合同教授会及び教育研究評議会で承認されたものである旨、説明がなされた。

続いて、奥田副学長から、平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について、審議資料2に基づき説明がなされた。

引き続き、学長から、実績報告書を国立大学法人評価委員会に提出する際には、実績報告書に加えて、年度計画ごとの進捗状況詳細、資料集などを提出することになるが、これらの資料の内容については、学長に一任願いたい旨、提案がなされた。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会において承認されたのち、6月末までに国立大学法人評価委員会に提出する旨、説明がなされた。

3. 大学機関別認証評価の自己評価書（案）について

学長から、大学機関別認証評価については、学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条に基づき、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられているため、本学では、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する評価を受けることとし、昨年度、各担当課長らが中心となり、自己評価書の素案を作成し、その素案を基に、和田副学長、大矢副学長、奥田副学長の3名で原案を作成し、6月15日開催の大学評価委員会、6月17日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会で成案を得たので、審議の上、承認願いたい旨、提案がなされた。

続いて、奥田副学長から、大学機関別認証評価の自己評価書（案）について、審議資料3に基づき、各基準の自己評価の概要を中心に説明がなされた。

次に、学長から、資料として、提示した自己評価書には、根拠資料は添付されていないが、その根拠資料の内容については、学長に一任願いたい旨、説明がなされた。

引き続き、質疑応答が行われた。

【主な内容等】

- ・自己評価書には字数制限があるとのことであるが、評価書全体に対する字数制限なのか。
- ・字数制限は自己評価書の本文に対する制限であり、評価書内の資料や附属資料については、制限は設けられていない。
- ・大学機関別認証評価は、毎年、実施されるのか。
- ・大学機関別認証評価は、7年に1回実施される。他に専門職大学院の認証評価が5年に1回、中期計画・中期目標に係る評価については6年に1回実施される。
- ・自己評価書の中の教育・研究に関する箇所については、教授会等で検討されたのか。

アメリカの大学では、セルフ・スタディを行ってから、認証機関が検証を行っている。大学全体で自己点検することによって、大学全体が教育・研究に前向きに関わっていくことになる。

・本学ではセルフ・スタディを行っているが、最終的には担当副学長が責任を持って、評価書を作成している。評価書については、評価の裏付けとなる資料を基にして、評価基準を念頭に置きながら、作成しているところである。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、今回承認していただいた自己評価書については、本日開催の役員会において承認されたのち、6月末までに（独）大学評価・学位授与機構に提出する旨、説明がなされた。

また、自己評価書提出後のスケジュールについては、10月頃に大学評価・学位授与機構によるヒアリング、来年1月頃に同機構による評価結果（案）の提示、2月頃に意見の申立ての手続き、3月頃に同機構による評価結果の確定及び公表、という予定である旨、併せて説明がなされた。

4．平成22年度概算要求（プロジェクト経費）の項目選択について

学長から、平成22年度概算要求（プロジェクト経費）の項目選択について、審議の上、承認願いたい旨、提案がなされた。

続いて、和田理事（総務・財務担当副学長兼務）から、平成22年度概算要求（プロジェクト経費）の項目選択について、審議資料4に基づき説明がなされた。

【和田理事（総務・財務担当副学長兼務）説明要旨】

・平成22年度概算要求は、第2期中期目標・計画期間初年度の概算要求となり、従前は「教育改革」「研究推進」などの項目により申請を行っていたが、審議資料4のとおり、中期目標・計画との整合性に留意しつつ、6項目から最大4項目を選択し、その項目に合致した要求をすることに変更された。

・本学の第2期中期目標・計画を踏まえて4項目を選択した場合、高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実、幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実、大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実、地域貢献機能の充実、が適していると思われるので、この4項目を選択することにしたい。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明がなされた。

5．平成22年度概算要求について

学長から、平成22年度概算要求について学内照会を行った結果、審議資料5にあるとおり各学科等から要求があった旨、説明がなされた。

続いて、内容について、財務課長及び施設課長から、審議資料5に基づき、説明がなされた。

次いで、学長から、学内からの要求については、この後の役員会の意見等を踏まえ、また今後の文部科学省の方針や他大学の動向等を勘案し、先ほど審議した4項目に合致するように調整を行う必要があることから、要求事項や要求順位等においては、学長に一任願いたい旨、提案がなされた。

引き続き、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会において承認されたのち、6月末までに文部科学省に提出する旨、説明がなされた。

6．平成20年度財務諸表及び事業報告書並びに決算報告書について

学長から、財務諸表及び事業報告書並びに決算報告書については、国立大学法人法により、「毎事業年度、財務諸表を作成し、財務諸表を提出するときは、当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、並びに監事及び会計監査人の意見を付し、当該事業年度の終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。」となっており、6月末日までに、文部科学省に提出することとなっている旨、説明がなされた。

続いて、平成20年度財務諸表等について、財務課長から、審議資料6に基づき、説明がなされた。なお、審議資料6-3「平成20事業年度事業報告書」の3頁(6)について、「...その結果を公表した。」という表現を、「...その結果を公表し、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻は、大学基準協会から認証を受けた。」という表現に改める旨、報告がなされ、併せて、独立監査人の監査報告書の写が配付された。

引き続き、質疑応答が行われた。

【主な内容等】

- ・未収学生納付金収入の内訳はどうなっているのか。
- ・内訳は、授業料の滞納分と入学料の徴収猶予分が含まれている。これらについては、徴収不能引当金により対処できている。
- ・経済的な理由を抱えている学生に対して、何らかの支援が考えられないか。
- ・本学では、昼間コースから夜間主コース(授業料が半額)への転コース制度を導入したり、就職内定取消等により大学に継続して在籍する学生に対して授業料を減免する制度を導入している。今後、大学として、学生への支援措置を充実させていきたい。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会において承認されたのち、6月末までに文部科学省に提出する旨、説明がなされた。

7．国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程の一部改正について

学長から、国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程の一部改正については、小樽商科大学短期留学プログラム規程の一部改正に伴い、大学間協定に基づかない短期留学プログラム学生の授業料徴収時期について規定するため、所要の改正を行うものである旨、説明がなされた。

続いて、内容について、財務課長から、審議資料7に基づき、説明がなされた。

【財務課長説明要旨】

・平成20年12月3日開催の学部・大学院合同教授会において、小樽商科大学短期留学プログラム規程の一部改正が承認され、大学間協定に基づき授業料を不徴収とする留学生（身分は特別聴講学生）に加えて、大学間協定に基づかない私費留学生を科目等履修生として受け入れることができることとなった。

・これまで科目等履修生については学期開始前に履修科目を確定させ、授業料を前納させていたが、短期留学プログラムの私費学生に限っては学期開始前に履修登録させることが困難なことから前納とせず、学期開始後に履修登録させ、登録単位数に応じた授業料を徴収することができるよう、改正するものである。徴収時期は正規学生と同じく、前期は4月、後期は10月となる。

引き続き、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会に附議し、本日（平成21年6月22日）付けで施行することにしたい旨、説明がなされた。

報 告 事 項

2．最近のトピックスについて

学長から、本学の最近の動向について、報告資料2（本学関係の新聞記事の抜粋）に纏めたので、各自ご覧いただきたい旨、説明がなされた。

3．その他

学長から、次回の経営協議会については、9月28日（月）学長選考会議終了後に開催する旨、説明があった。

以 上